4　気象監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報の実施に関すること（気候情報課及び環境・海洋気象課並びに航空予報室の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること（環境・海洋気象課及び航空予報室の所掌に属するものを除く。）。

三　気象、地象及び水象に関する観測の成果及び情報の速報に関すること。

四　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象測器その他の測器の保守及び管理の実施に関すること（環境・海洋気象課及び航空予報室の所掌に属するものを除く。）。

5　気象監視・警報センターに、所長を置く。

6　主任予報官は、命を受けて、予報課の所掌事務に関する予報及び警報に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7　航空予報技術開発推進官は、航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報に係る技術の開発及び改良の推進に関する事務をつかさどる。

（遠隔観測技術管理調整官）

第三十七条　観測整備計画課に、遠隔観測技術管理調整官一人を置く。

2　遠隔観測技術管理調整官は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）並びにこれらに関連する輻射に関する観測（電磁波を利用して実施するものに限る。）に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（異常気象情報センター及び気候情報調整官）

第三十八条　気候情報課に、異常気象情報センター及び気候情報調整官一人を置く。

2　異常気象情報センターは、異常気象に関する情報の収集及び発表に関する事務をつかさどる。

3　異常気象情報センターに、所長を置く。

4　気候情報調整官は、気候変動に関する情報の収集及び発表に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（海洋気象情報室及び全球大気監視調整官）

第三十九条　環境・海洋気象課に、海洋気象情報室及び全球大気監視調整官一人を置く。

2　海洋気象情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海面水温並びに海流及び海氷の状況の予報に関すること（情報基盤部及び気候情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　海上気象及び海水象に関する情報（長期的な海洋汚染に関するものを除く。）の収集及び発表に関すること。

3　海洋気象情報室に、室長を置く。

4　全球大気監視調整官は、地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する地球的規模で行う組織的観測並びにその成果の解析に係る技術の開発及び改良に関する事務をつかさどる。

第四款　地震火山部

（地震情報企画官及び火山対策官）

第四十条　管理課に、地震情報企画官及び火山対策官それぞれ一人を置く。

2　地震情報企画官は、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の

（新設）

（新設）

第四款　地震火山部

（地震津波防災対策室並びに地震情報企画官及び地震津波監視システム企画調整官）

第三十八条　管理課に、地震津波防災対策室並びに地震情報企画官及び地震津波監視システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2　地震津波防災対策室は、災害の防止に係る地震動及び津波の予報及び警報に関する